

第1－2表 政令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(1)項イ	(1)項イは、客席を設けて、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場と言われているものである。 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、観せ物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。	劇場、興行場、音楽ホール、ライブハウス（客席を有する） 映画館 演芸場、寄席、ストリップ劇場、ヌード劇場 オートレース場、競馬場、競輪場、競艇場、拳闘場、サーカス小屋、観客席を有する各種競技施設（体育館、アイススケート場、ゲートボール場、サッカー場、テニス場、フットサル場、ボーリング場、野球場、ラグビー場、相撲場）	1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 観覧席（競技者のための観覧席を除く。）を有する各種競技施設は本項に該当するものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観賞させないものは、(15)項に該当する。
(1)項ロ	(1)項ロは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものである。 1 公会堂とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽堂、労働会館、結婚式場、葬儀会館、バンケットホール（宴会用広間） 小規模な公民館、貸ホール、貸講堂	1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 神社、寺院等に附属する結婚式場や披露宴会場等は、その施設の独立性が強く、専ら結婚式等の集会の用に供される場合はこれに該当する。 3 客席とは、固定席の有無を問わないものである。 4 福祉会館とは、老人憩いの家等で、老人福祉法に定められないものが該当する。
(2)項イ	(2)項イは、主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものをいう。 1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等、キャバレー、カフェー又はナイトクラブとは異なる名称を冠しているが、その営業の実態においてこれらと同様に扱うべきものを指す。	キャバレー カフェー ナイトクラブ、スナックバー、バー、サロン、ホストクラブ等、ディスコ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 2 客を接待することは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項ロ	(2)項ロは、設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設である。 1 遊技場とは、設備を設けて、多数の客に囲碁、将棋、マージャン、ビリヤード、パチンコ、ボーリングその他の遊技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて、客にダンスをさせる施設をいう。	マージャン店、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ゲームセンター、ビンゴ場、射的場、ブリクラ館、観客席を有しない各種競技施設（屋内スケート場、屋内ローラースケート場、ボーリング場など遊戯性の強いもの。） 囲碁教室・囲碁クラブ、将棋教室・将棋クラブ、チェスクラブ、ダンスホール、ダンス教室、ディスコ・ライブハウス（飲食の提供のないもの）	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 ㎡以上であること。 3 ダンス教室は、その踊場がおおむね 66 ㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教室をいうものであること。 4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 5 囲碁教室等とは、基盤台としてのテーブル、椅子等の設備を設け、かつ会員制でなく、主として不特定多数の者が利用するもの。 なお、会員制の囲碁クラブ、将棋クラブ等は、(15)項に該当する。 6 主としてスポーツ的要素の強いバッティングセンター、屋内ゴルフ練習場、エアロビクス教室等は、(15)項として取り扱う。
(2)項ハ	(2)項ハは、風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。） (1) 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第 2 条第 6 項） ア 浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第 1 号） イ 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第 2 号） ウ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定するものをいう。）として、次の(ア)から(ウ)を経営する営業（同項第 3 号） (ア) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SM クラブ ヌードスタジオ	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、レフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）等、既に令別表第 1 (1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。 2 省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。 ※いわゆるソープランドであるが、(9)項イに該当する。 ※(ア)～(ウ)に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興行のように供する興業場は、(2)項ニに該当する。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項ハ	営法第2条第9項に規定する営業を営むものを除く。) (2) 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営むものを除く。)		
(2)項ニ	(2)項ニは、遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する店舗で、カラオケボックスのほか、いわゆる複合カフェ、個室ビデオ店、テレフォンクラブが該当する。 1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 総務省令で定める店舗とは、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）（以下「風営令」という。）第2条第1号に規定する興業場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興業場）	カラオケボックス インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ テレフォンクラブ、個室ビデオ店	1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興業場（風営令第2条第1項））のうち、映像を見せるものに限定している。 3 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースを含むものであること。
(3)項イ	(3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるもの。 1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、飲食物を提供するとともに、客を接待するための従業員を有する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、地方的慣習等により料亭、茶屋、貸席等の名称を冠してはいるが、その実態において待合や料理店と同様に扱うべきものをいう。	待合 料理店 割烹（料理店に該当するもの。）、料亭、茶屋、貸席（待合、料理店に準ずるもの。）	風営法による許可を受けているかどうかは問わない。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(3)項ロ	(3)項ロは、客席において客に専ら飲食を提供する施設をいう。 1 飲食店とは、客席において客に専ら飲食を提供する施設をいい、和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わないもの。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。	喫茶店、スナック、食堂、すし屋、そば屋、レストラン、ビアホール、スタンド・バー、居酒屋、回転寿司、酒場、小料理店（接待のための従業員等を有しないもの。）、ドライブイン、結婚披露宴会場 ライブハウス（飲食の提供を伴うもの。）	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の営業許可を受けているかどうかは問わない。 3 従業員のための福利厚生施設で、不特定の者が利用できる形態の食堂も該当する。 4 結婚披露宴会場とは、専ら、飲食を提供する場合で、披露宴会場の用にのみ使用されるものは、本項に該当する。
(4)項	(4)項は、単独若しくは集団的な店舗又展示場である。 1 百貨店とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む大規模な店舗をいう。 2 マーケットとは、通常、多数の種類の物品を販売する施設であって、経営主体を異にする複数の店舗が一の建築物又は工作物の内部にあって集団的な店舗の態様をなし、かつ、通常、共通の出入口及び通路を有するものをいう。 3 その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 4 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等を供する施設をいう。	百貨店、デパート スーパーマーケット (販売店) 店舗（魚、肉、米、パン、雑貨、乾物、薬、衣料、書物、家具、電気器具）、問屋・卸売業、ガソリンスタンド、市場（魚、卸売、青果）、ペットショップ、サイクルショップ、ビデオレンタル店・CDレンタル店（販売行為があるもの） (展示場) 展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、展覧場、パビリオン	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入できる形態を有するものであること。 2 店頭での物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。 3 商品である自動車（展示用のものであり、販売（物品の受け渡し）の対象にしてない自動車を除く。）を、店内において展示、販売する施設は、(4)項に該当する。 なお、販売室において商談し、商品である自動車は屋外に展示している場合の販売事務室の用途は(4)項に該当する。 4 当該卸問屋が、共同出資した組合員専用（出資会社の従業員を含む。）で、その場での商品の受払い及び代金の授受が行われない形態であり、かつ、一般客の出入について張り紙等により禁止し、商品の売買が行われないものは、(4)項に該当する。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示・陳列する単にショーウィンドウ的な利用形態であるものは、(4)項に該当する。 6 調剤薬局は、(4)項に該当する。
(5)項イ	(5)項イは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設である。 1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備が主として宿泊する場所を多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のもの	旅館、温泉旅館、割烹旅館、保養所、簡易旅館 ホテル、国民宿舎、ユースホステル、山小屋、ロッジ、ウィクリーマンション（旅館業法の適用を受けるもの又は週単位で契約し、宿泊するもの。）、カプセルホテル、民宿 宿泊所、簡易宿所、福利厚生施設、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター レンタルルーム、トレーラーハ	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24 時間営業等により、夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項										
(5)項イ	のであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	ウスを使用した宿泊施設	(5) 宿坊のような宗教系の合宿所（特定の者のみが利用する。）は、(1)項に該当する。										
(5)項ロ	(5)項ロは、集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設である。 1 寄宿舎とは、官公庁、会社、学校等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設で、有料無料を問わない。 2 下宿とは、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設をいう。旅館業法第2条第5項の下宿営業の用に供されるものである。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる独立した住戸を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が出入口、廊下、階段、エレベーター室、屋上等を共用するもの（構造上の共同部分を有するもの。）をいう。	奇宿舍、寮、事業所専用の研修のための宿泊所 下宿、アパート、マンスリーマンション（旅館業法適用を受けないもの又は月単位で契約し、宿泊するもの。） 共同住宅、マンション、ゲストハウス（シェアハウス）	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共同部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 特別支援学校の寄宿舎で自力避難困難な者が多数入所しているものについては、(6)項ロとして取り扱われる場合がある。 4 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。										
(6)項イ	(6)項イは、医療施設である。 1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 （参考：医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5） 2 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 （参考：医療法第1条の5） 3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有してはならない。 （参考：医療法第2条）	病院、医院、歯科医院 診療所、クリニック（美容整形を含む。）、人間ドック、血液センター 助産所	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、(1)項に該当する。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、(1)項に該当する。 3 短期人間ドック（入院施設はなく、精密検査等を行うのみの施設）及び血液センターは、診療所に該当するものであること。 4 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床又は結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう 5 医療法第7条第5項に規定する一般病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外のものをいう。										
(6)項ロ	(6)項ロは、老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難が困難な者を入所させる施設等である。 1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の老人福祉法施行令（昭和38年政令外247号）（以下「老福令」という。）で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。 （参考：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3） 2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において療養を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常	老人短所入所施設 養護老人ホーム	1 「避難が困難な者を主として入居させるもの。」とは、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上を占めるものをいう。 <table><tr><td>要介護状態区分</td><td>心身の状態 (例)</td></tr><tr><td>要支援</td><td>日常生活はできるが、身の回りの世話に一部介助が必要</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>歩行、立ち上がりなどが不安定 入浴や排せつなどに一部手助けが必要</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>歩行、立ち上がりなどが一人ではできない 入浴や排せつなどに手助けが必要</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>入浴や排せつ、被服の着脱などに全面的な手助けが必要</td></tr></table>	要介護状態区分	心身の状態 (例)	要支援	日常生活はできるが、身の回りの世話に一部介助が必要	要介護1	歩行、立ち上がりなどが不安定 入浴や排せつなどに一部手助けが必要	要介護2	歩行、立ち上がりなどが一人ではできない 入浴や排せつなどに手助けが必要	要介護3	入浴や排せつ、被服の着脱などに全面的な手助けが必要
要介護状態区分	心身の状態 (例)												
要支援	日常生活はできるが、身の回りの世話に一部介助が必要												
要介護1	歩行、立ち上がりなどが不安定 入浴や排せつなどに一部手助けが必要												
要介護2	歩行、立ち上がりなどが一人ではできない 入浴や排せつなどに手助けが必要												
要介護3	入浴や排せつ、被服の着脱などに全面的な手助けが必要												

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項	
(6)項口	生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 (参考：老人福祉法第 20 条の 4)		要介護 4	食事、入浴、排せつ、被服の着脱などの日常生活に全面的な手助けが必要
	3 特別養護老人ホーム とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。 (参考：老人福祉法第 20 条の 5)	特別養護老人ホーム	要介護 5	意思を伝えることが困難で、全面的な手助けが必要
	4 軽費老人ホーム （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設とする。 (参考：老人福祉法第 20 条の 6)	軽費老人ホーム	2 「避難が困難な者を主として <u>宿泊</u> させるもの。」とは、次のいずれかの条件に該当するものをいう。 (1) 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。 3 「避難が困難な者を主として <u>入所</u> させるもの。」とは、障害程度区分 4 以上の者が当該施設の全入所者の概ね 8 割を超えるものをいう。 4 サービス付き高齢者向け専用住宅等で、共用部分において福祉サービスの提供が行われるものは、本項に該当するものであること。	
	5 有料老人ホーム （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 (参考：老人福祉法第 29 条)	有料老人ホーム		
	6 介護老人保健施設 とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 (参考：介護保健法第 8 条第 27 項)	介護老人保健施設		
	7 老人短期入所事業 とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。 (参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項)	老人短期入所事業を行う施設		
	8 小規模多機能型居宅介護事業 （避難が困難な要介護者を主として <u>宿泊</u> させるものに限る。）とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項口	障がある者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第5項) 9 認知症対応型老人共同生活援助事業とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第6項) 10 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。 (参考：生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項) 11 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 (参考：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条) 12 障害児入所施設とは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 (1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 (2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療 (参考：児童福祉法第42条) 13 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。))第5条第11項)	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、高齢者グループホーム、宅老所、お泊りデイサービス 救護施設 乳児院 障害児入所施設、知的障害児(自閉症児)施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童相談所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害者入所施設、短期入所若しくは共同支援活動を行う施設、市町村保健センター、障害者ケアホーム	障害者総合支援法に規定する施設等とは、次によるものとする。 1 第4条第1項に規定する「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。 2 第4条第2項に規定する「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。 3 第4条第4項に規定する「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。 4 第5条第8項に規定する「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 5 第5条第15項に規定する「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ	(6)項ハは、(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い施設をいう。 1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。 （参考：老人福祉法第 20 条の 2 の 2） 2 軽費老人ホーム（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。 （参考：老人福祉法第 20 条の 6） 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第 20 条の 7） 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。 （参考：老人福祉法第 20 条の 7 の 2） 5 有料老人ホーム（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 （参考：老人福祉法第 29 条）	老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム（(6)項ロ以外のもの。）、ケアハウス 老人福祉センター 在宅介護支援センター 有料老人ホーム（(6)項ロ以外のもの。）、適合高齢者専用賃貸住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウスを含む。）	ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち、自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安がある人を対象に、給食その他の日常生活上必要便宜を供与する施設をいう。 宿泊施設がなく、入浴介護、機能訓練、介護方法の指導を行わないものは、(15)項に該当する。 要介護者用の居室の定員及び一般居室を含めた全定員については、老人福祉法第 29 条に基づき有料老人ホームの設置者が県知事に届け出たものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ	6 老人デイサービス事業とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。 （参考：老人福祉法第5条の2第3項） 7 小規模多機能型居宅介護事業（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の老福令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。 （参考：老人福祉法第5条の2第5項） 8 厚生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。 （参考：生活保護法第38条第3項） 9 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。 （参考：児童福祉法第36条） 10 保育所とは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 （参考：児童福祉法第39条）	老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ以外のもの。） 厚生施設 助産施設 認可保育所、認可外保育所、保育室、事業所内保育所、院内保育所、ベビーホール、認定こども園 児童養護施設	生活相談のみを行うものは、(15)項に該当する。 1 「認可保育所」とは、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たした都道府県知事に認可された施設をいう。 2 「認可外の保育施設」とは、園庭の広さなどさまざまな設置基準を設け、国の認可を受けていない保育施設をいう。 3 認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設で、都道府県知事が認定するものをいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ	11 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。 （参考：児童福祉法第 41 条）		
	12 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 （参考：児童福祉法第 44 条）	児童自立支援施設	
	13 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭其他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。 （参考：児童福祉法第 44 条の 2）	児童家庭支援センター、児童相談所	
	14 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 （参考：児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）	一時預かり事業を行う施設	
	15 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。 （参考：児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）	家庭的保育事業を行う施設	
	16 児童発達支援センターとは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。 (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練	児童発達支援センター、 福祉型自動発達支援センター	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ	(2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療 (参考：児童福祉法第 43 条) 17 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 (参考：児童福祉法第 43 条の 2) 18 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (参考：児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項) 19 放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。 (参考：児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項) 20 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。 (参考：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 31 条) 21 障害者支援施設 ((6)項ロに掲げるものを除く。) とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第 5 条第 11 項) 22 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第 5 条第 25 項) 23 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第 5 条第 26 項)	医療型児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設を行う施設 児童発達支援 放課後デイサービスを行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設（(6)項ロ以外のもの。） 地域活動支援センター 福祉ホーム	障害者総合支援法に規定する施設とは、次によるものとする。 1 第 5 条第 7 項に規定する「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 2 第 5 条第 8 項に規定する「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 3 第 5 条第 12 項に規定する「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 4 第 5 条第 13 項に規定する「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 5 第 5 条第 14 項に規定する「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 6 第 5 条第 15 項に規定する「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
(6)項ニ	(6)項ニは、幼児又は身体上若しくは精神上の障害のある者の教育施設である。 1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものを	幼稚園	1 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする保育所（(6)項ハ）とは異なる。 2 小学校、中学校又は高等学校に置かれることのある特殊学級は、別棟となっても本項には該当しない。（(7)項） 3 幼稚園は、地方公共団体の認可に関わりなく、その実態が幼児の

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項二	いう。 (参考：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条) 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 72 条)	特別支援学校	保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7)項	(7)項は、学校教育又はこれに類する教育を行う施設である。 1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 29 条) 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 45 条) 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 50 条) 4 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 105 条) 5 中等教育学校とは、中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。 (参考：学校教育法第 63 条) 6 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とするものをいう。 (参考：学校教育法第 83 条) 7 専修学校とは、学校教育法でいう学校以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うものをいう。 (参考：学校教育法第 124 条) 8 各種学校とは、学校教育法でいう学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものであり、その設置に係る許可については、専修学校と同様である。	小学校 中学校 高等学校 高等専門学校 中等教育学校 大学、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校 専修学校 洋裁学校、理容学校、美容学校、外国語学校、タイピスト学校、コンピューター学校、料理学校 消防(大)学校、自治大学校、警察(大)学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40 名以上であり、校舎面積が 130 m²以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が 1 年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては 3 ヶ月以上 1 年未満）であり、校舎面積が原則として 115.7 平方メートル以上とされている。 3 同一敷地内にあつて、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4 同一敷地内にあつて、特定の者が利用する食堂及び売店は、本項に該当する。 5 学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室等については、小規模（教室、管理室、便所等の教育施設の延べ面積が、115.7 平方メートル未満）のものは、(15)項に該当する。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(7)項	9 その他これらに類するものとは、学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供させるものをいう。	能訓練学校、海技大学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、医療学校 英会話教室、音楽教室	
(8)項	(8)項は、資料を保存する施設である。 1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 (参考：図書館法（昭和25年法律第108号）第2条） 2 博物館又は美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 (参考：博物館法（昭和26年法律第108号）第2条） 3 その他これらに類するものとは、博物館法にいう博物館に該当しない郷土館、記念館及び画廊等が該当する。	図書館、点字図書館 博物館、美術館、宝物殿 歴史館、郷土館、記念館、画廊、記念館、文学館	1 図書館法第29条の図書館同種施設も、 2 博物館は、博物館法第10条の登録の有無を問わない。 3 神社、寺院等において、その所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が高いときは、本項に該当する。 4 絵画、写真、生花等の作品発表会場として利用している防火対象物又はその部分は、本項に該当する。
(9)項イ	(9)項イは、公衆浴場のうちいわゆる特殊浴場と呼ばれるものである。 1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、砂湯、蒸風呂等が該当する。	蒸気浴場、ソーブランド 熱気浴場、サウナ風呂、かま風呂 砂湯、蒸風呂	1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭に浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 2 当該浴場に設けられた脱衣場、マッサージ室、休憩室、ロッカー室等は、本項に該当する。
(9)項ロ	(9)項ロは、(9)項イ以外の公衆浴場である。	銭湯、鉱泉浴場、温泉浴場、クワハウス、酵素風呂、岩盤浴	1 (9)項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。 3 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取扱うもの。
(10)項	(10)項は、停車場や発着場である。 1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナル建築物をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	停車場 発着場、駅ターミナル、エアーターミナル、バスターミナル、ふ頭、大桟橋	1 運転関係者専用又は荷物専用の建築物は、本項に該当しない。 2 コンコース内にある独立している建築物（別棟）は、その利用形態に応じて項判定をする。
(11)項	(11)項は、宗教上の礼拝施設である。 神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、公衆が集合して宗教上の礼拝を行う施設である。	神社、寺院、教会	1 本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、庫裡、客殿、礼拝堂等は、規模形態にかかわらず、本項に該当する。 2 結婚式の披露宴会場又は宿泊のために利用されているもので、独立性が高いものは、(1)項ロ、(3)項ロ又は(5)項イとして取扱うこと。 3 神社本庁、教務庁、宗務所、教団事務所のような各教派、宗派、教団などの事務所は、神社、寺院等と同一の敷地内に存在して、その神社、寺院等の本来の機能と結びついている場合は、本項に該当

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(11)項			する。 4 寺院等のうち重要文化財等に指定されたものは、(17)項であり、かつ、本項にも該当する。
(12)項イ	(12)項イは、工業施設である。 工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、機械化が比較的低いものをいう。	工場、作業場、製造所、印刷所、車検場、弁当仕出し店（一般販売なし。）、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）、集配センター・温室（作業が伴うもの。）	1 本項の施設は、作業所、設計室、研究室、事務室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室等が設けられ、食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室の付設されているものがある。なお、同一敷地内にある独立性の高い施設は、それぞれの用途に供するものに分類される。 2 車検場は、主として作業を行うものは本項に該当し、検査のみを行うものは、(15)項に該当する。 3 集配センター等で荷捌き以外に充填、選別及びラッピングの作業を行うものは、本項に該当する。
(12)項ロ	(12)項ロは、スタジオである。 映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設である。	映画スタジオ、テレビスタジオ	1 本項の施設は、撮影室、舞台部、道具室、衣装室、客席、ホール、リハーサル室等が設けられ、食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、集会室等が付設されている。 2 客席、ホールで興行場法の適用のあるものや不特定の者が観覧できる施設を有するものは、(1)項に該当する。
(13)項イ	(13)項イは、自動車車庫や駐車場である。 1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止させるための施設をいう。	自動車車庫、モータープール、ゴルフカート・ゴーカート・モーターボート格納庫（燃料を入れて保管するものに限る。） 駐車場、機械式立体駐車場、自走式駐車場	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる自動車車庫又は駐車場は、本項に含まれない。 4 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するものにあつては、その排気量は、0.125 リットル以下、その他のものにあつては 0.050 リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するものにあつては、その定格出力は 1.00 キロワット以下、その他のものにあつては 0.60 キロワット以下 5 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものであること。
(13)項ロ	(13)項ロは、格納庫である。 飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。	回転翼航空機の格納庫、飛行機の格納庫	1 運航上必要最小限度の整備のための作業施設も含まれるものであること。
(14)項	(14)項は、倉庫である。 1 倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。	倉庫、レンタル方式倉庫、トラックターミナル（荷捌きのみ。）	1 倉庫は、営業用又は自家用を問わないものであること。 2 工場又は商店等の倉庫は、独立性の高いものを除き、本項に含まれないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(14)項	2 ラック式倉庫とは、床を設けずに棚、レールなどを設け、エレベーター、リフトなどの昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。	ラック式倉庫	3 ジェットスキー、モーターボートの保管所等は本項に該当する。 なお、燃料が入った状態で保管する場合、消防用設備等の設置については(13)項イとしての取り扱うこととする。 4 運送会社等の中継施設（トラックターミナル）で、荷捌きのみを行う場合は、本項に該当する。
(15)項	(15)項は、(1)項から(14)項までに該当しない事業場である。 事業場とは、営利的事業であるか非営利的事業であるかを問わず、事業活動が専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、官公庁、銀行、事務所、取引所、卸売市場、保健所、採血センター、新聞社、電報電話局、郵便局、職業訓練所、コミュニティセンター、児童館、理容室、美容室、エステティックサロン、はり灸院、ラジオスタジオ、水族館、写真館、発電・変電所、ごみ処理場、火葬場、納骨堂、温室、畜舎、動物病院、研修所（利用者が特定されるもの）、クリーニング店（取次店に限る。）、新聞販売所、卸問屋、場外馬券売場、旅行代理店、モデル住宅、駐輪場、車検場、観覧席を有しない各種競技施設（アイススケート場、ローラースケート場、ボーリング場、フットサル場、ゲートボール場、テニスコート、スケートボード場、アスレチック場、地区スポーツセンター、体育館）、レンタルルーム、ゴルフ練習場、ミニゴルフ場、調剤薬局、植物公園、携帯電話取次店、レンタル店、自動車学校、塾・各種教室、囲碁教室・囲碁クラブ、将棋教室・将棋クラブ	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれない。 3 当該卸問屋が共同出資した組合員専用（出資会社の従業員は含む。）で、その場での商品の受払い及び代金の授受が行われない形態であり、かつ、一般客の出入について張り紙等により禁止し、商品の売買が行われないもの。 4 観覧席（競技者のための観覧席を除く。）を有しない各種競技施設は、本項に該当する。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当する。 6 同性同伴（休憩のみのもの。）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当する。 7 植物公園で、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に該当するものは、(8)項とする。 8 携帯電話取次店（販売部分がショーウィンドウ的な形態で、小規模な（延べ面積50㎡未満）もの）。 9 レンタル店は、販売を伴わないもの。 10 塾・各種教室は、小規模な（施設の延べ面積が、115.7㎡未満）もの。 11 囲碁又は将棋クラブは、特定な者が利用する会員制なもの。 12 車検場は、検査のみを行うものは本項に該当し、主として作業を行うものは、(12)項イに該当する。
(16)項イ	(16)項イは、複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象の用途に供されているものをいう。	複合用途（特定用途）	複合用途防火対象物は、異なる2以上の独立した用途が存し、当該用途のうち令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれているものである。
(16)項ロ	(16)項ロは、(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。	複合用途（特定用途以外）	したがって、2以上の独立した用途に供される一方の用途は、令別表第1に掲げる用途に限られず、一般住宅等の用途であっても複合用途防火対象物に該当するものであること。
(16の2)	(16の2)項は、地下街である。 地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものとその	地下街	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(16 の 2)	地下道とを合わせたものをいう。		2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20 m (20 m 未満の場合は当該距離) 以内の部分に床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
(16 の 3)	(16 の 3) 項は、いわゆる準地下街と呼ばれるものである。 準地下街とは、建築物の地階（地下街の各階を除く。）で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。	準地下街	準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m (10m 未満の場合は、当該距離) 以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20m を越える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁または常時閉鎖式もしくは煙感知連動閉鎖式（2 段階下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17 項)	(17 項は、いわゆる文化財又は重要美術品等として指定又は認定された建造物をいう。 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料（有形文化財）のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（民族文化財）で有形のもののうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史	重要文化財 重要有形民俗文化財 史跡 重要な文化財	1 本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。 2 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するときは、当該工作物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分であるとみなすこと。 この場合、本項の規制と合わせてその他の用途の規制が適用されるため、いずれか厳しい方の規制を適用し判断すること。 3 本項の防火対象物は、建築物に限られるものでなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(17)項	跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例の定めるところにより指定したものをいう。 5 重要美術品とは、重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）第2条の規定により、その輸出又は移出につき主務大臣の許可を要する歴史上又は美術上重要な価値があると認められる物件（国宝を除く。）で主務大臣が認定したもの。 6 建造物とは、土地に定着する工作物一般を指し、建築物には限られないと解する。	重要美術品	
(18)項	(18)項は、延長50m以上のアーケードである。 アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。	アーケード	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に該当するが、連結送水管の設置は要しないものとする。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19)項	(19)項は、市町村長の指定する山林である。 山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地も当然含まれる。	山林、森林、原野	
(20)項	(20)項は、舟車又は車両をいう。 1 舟車とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。航行中又は運行中のものも含まれる。 2 車両とは、車輪等を用いて陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。軌道を用いて運転するものであるか、軌道を用いないで運転するものであるかを問わない。	船車、船 車両、電車	1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶（総トン数5トン以上で推進機関を有するものに限る。）のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 推進機関を有する長さ12メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。） (2) 災害時発生時にのみに使用する救護用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの。 (3) 係船中の船舶 (4) 国土交通省告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶及び総トン数20トン未満の漁船 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条第4項で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火器具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室であること。 5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。 6 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(20)項			の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。） (2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部を改正する告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。） (4) 150 キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車 (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項 に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車を牽引する牽引自動車 (9) 幼児専用車